



島根県報

平成28年3月25日（金）

号外第43号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【公企規程】

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程の一部を改正する規程 (企業局総務課) 2

【病院局規程】

島根県病院局職員の管理職手当の特例に関する規程の一部改正 2

【教委規則】

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (教育庁総務課) 2

島 根 県 公 営 企 業 管 理 規 程

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成28年 3 月25日

島根県知事 溝 口 善兵衛

島根県公営企業管理規程第 2 号

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程の一部を改正する規程

島根県企業局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県公営企業管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

本則中「平成28年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

島 根 県 病 院 局 管 理 規 程

島根県病院局管理規程第 1 号

島根県病院局職員の管理職手当の特例に関する規程（平成24年島根県病院局管理規程第 7 号）の一部を次のように改正する。

平成28年 3 月25日

島根県病院事業管理者 中 川 正 久

本則中「平成28年 3 月31日」を「平成29年 3 月31日」に改める。

附 則

この規程は、平成28年 3 月25日から施行する。

教 育 委 員 会 規 則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成28年 3 月25日

島根県教育委員会教育長 鴨 木 朗

島根県教育委員会規則第 4 号

市町村立学校の教職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校の教職員の給与に関する規則（昭和32年島根県教育委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

62	61
62	62
62	62
62	62
62	62
62	62
63	62

別表第7の2イの表中

63	を	62	に改める。
63		63	
63		63	
63		63	
63		63	
64		63	
64		63	
64		63	

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）の規定は、平成27年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 平成27年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給が改正前の市町村立学校の教職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から平成28年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職時等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員（個別に教育委員会の承認を得て号給を決定することとされている教職員を除く。）のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。